

# 特集 奄美·小笠原法改正





役場入庁。平成15年から旧芦辺町長 島センター理事長を務める。 全国離島振興協議会会長、公益財団法人日本離 壱岐市長就任(現在2期目)。同24年5月から 昭和25年長崎県壱岐島生まれ。 同46年旧芦辺町

## 全国離島振興協議会会長 白 Ш 博

## 五年ぶりの抜本改正が実現

となり、四月一日から施行されました。 おいて全会一致で可決成立、 正する法律)は、 | 興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改 奄美群島と小笠原諸島における各改正特措法 平成二六年三月二八日、 五年間の延長が図られること 参議院本会議に (奄美群島

じめ、 た特殊事情に鑑みて特別措置を講ずるという法理念は、今 必要からおの た期間における諸制度や生活産業基盤整備の立ち後れをは 奄美群島は昭和二八年、 H く内包する地域として、 国復帰を果たしますが、 本本土から切り離されて米国の施政下におかれました。 両地域は昭和二一年一月、 小笠原諸島は遠く太平洋に孤立するという地 いわゆる内地離島とは異なる「特殊事情」を色濃 お の特別立法が制定され 急速な復興と総合的な振興を図る 小笠原諸島は同四三年にようやく わが国 沖縄県やトカラ列島とともに の行政権がおよばなかっ たわけです。 こうし 理 的条

> する両地域の市町村には、 と同じ地平に立つ地域であります。 を果たす重要拠点として、 の領域を保全し、 ただいておりますが、 とともに全国離島振興協議会の会員として今日まで活動 口 [の改正法においても引き続き踏襲されております。 振興を図るために立脚する法律は異なるものの、 国益を確保するなど国家的・国 平成二五年度より公益財団法人日 離島振興法にもとづく内地 沖縄県の離島を所管する市 共通する政策課題を有 民的 わ 役割 町 が

島

玉

## 改正法への期待と課題

離島センターの正式な会員にもなっていただきました。

改正延長が実現した離島振興法とは異なり、 おいて法律案の策定がなされてきました 立法府が法案を作成、 平成二四年六月に議員立法として 両法は政府に

成二五年二月、 「奄美群島成長戦略ビジョン」を作成しました。 一○年後の 今回の法改正にあたり、 住民をはじめ関係者の総意としてはじめて 奄美群島の一二市町 村では、 平

ンが政府案策定を後押しする大きな力となったわけです。 あるべき将来像を見据え、そのために必要な振興策を自ら 導しようとするまさに画期的な試みであり、 奄美特措法において特筆すべきは「奄美群島振興交付 金 Ξ

興策がますます拡充されることを期待しております。 映されています。これら先行する諸制度と、 ている基本理念や、 したといっていいでしょう。また、 興法によって実現した「離島活性化交付金」の存在が牽引 に導入された「沖縄 上されています。 付金予算として、 運賃の大幅低減などが図られる見込みです。二六年度 創設で、 成果との相乗効果で、 この活用により農林水産物移出費や航路 この新制度は、 地方交付税措置も含めて約二六億円 国などの責務規定も両法にしっかり反 振興一括交付金」と、 今後の離島におけるソフト 平成二四年度から沖 離島振興法に明記され 先の改正離 奄美新型交付 一航空 ·型振 島振 :縄県 が 0 計 交

積 て創設されました。 離島にも敷衍 極的に活用してい 両地域に できればと考えています。 両 「産業振興促進計画認定制度」もあ ただき、 地域には、 ゆく この離島特区的な制 ゆく はその仕 |組みを全国 度を わ せ

でありなが 諸島 15, 東京 が 国 交通手段は片道二五時間半を要する六日 0 かなく、 から一〇〇〇キロ 排他的経済水域 その新船建造や航空路 の約三 X î ルという超 割を確保する の開設が課 遠隔 離島 小笠

> だきたいと存じます。 題となっています。 引きつづき十全な振興策を講じてい

た

男小笠原村長に改正法を活用した各地域振興 振興法との共通点や相違点をはじめ、 報告をいただきました。これらを一読いただけれ 地域振興官に両改正法の概要と主要条文の趣旨についてご かがいし、法案策定に尽力された岡野克弥国 前離島振興特別委員会小笠原小委員長、 いた自由民主党の保岡興治奄美振興特別委員長と石原宏高 歴史背景とその秘める可能性を具に語っていただきました。 の懇話会座長を務められた原口泉志學館大学教授に奄美 について述べていただき、奄美群島成長戦略ビジョ 奄美市長と大島郡町村会会長の大久保明伊仙 島振興対策本部長に改正法への期待につい つづいて、与党として法改正を見据えてご努力をい 一回の特集では、 奄美群島広域事務組合管理者の朝 両法の大要を把 公明党の 、てお話れ 町 土交通省特 の展望や抱負 長、 遠 ン策定 Ш おう 下 山

離

各位、 尽力に対し、 た法を策定いただいた国 最後になりましたが、 地元都県および一三市町村の皆様の長年にわたるご あらためて心より厚く御礼申し上げます。 両 土交通省をはじめ、 地域 の意向をし つ かり 関係国会議 Z Ĺ げ

きるものと存じます。